

第3回 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険運営委員会 議事録

日時	平成30年3月26日(月) 午後1時00分～午後3時10分
場所	鈴鹿市役所 別館第3 2階北会議室
出席委員	12名 貴島 日出見 委員, 林 隆俊 委員, 中澤 直美 委員, 渡邊 勝也 委員, 玉田 香 委員, 岩崎 清隆 委員, 谷川 博子 委員, 渥美 秀人 委員, 出口 学 委員, 加藤 綾子 委員, 中井 恵美 委員, 田中 勢津子 委員 事務局 鈴鹿亀山地区広域連合: 市川事務局長, 山中介護保険課長, 管理GL前川, 管理G川嶋 近澤, 給付GL伊藤, 給付G加納, 認定GL藤本, 指導GL竹内 鈴鹿市長寿社会課長, 健康福祉政策課地域包括ケア推進室長, 亀山市長寿健康づくり室 長, 地域包括支援センター: 鈴鹿中部, 鈴鹿西部, 鈴鹿北部, 鈴鹿南部, 亀山 亀山市社会福祉協議会
欠席委員	2名 西城 英郎 委員, 中川 久子 委員
傍聴人	なし

1. 第3回運営委員会開催に際し、以下の点について事務局より説明

- (1) 運営委員会の設置根拠, 目的等
- (2) 運営委員会の成立, 公開及び傍聴等

2. 議事

(1) 地域包括支援センター事業について

- ① 亀山地域包括支援センターについて
- ② 平成30年度収支予算案
- ③ 平成30年度事業計画案

・事務局より新年度から亀山地域包括支援センターの委託先が亀山市から社会福祉法人亀山市社会福祉協議会に変わることと、各地域包括支援センターの平成30年度収支予算案について説明。各地域包括支援センターより平成30年度事業計画案についてそれぞれ説明【資料1-1, 1-2, 1-3】

(岩崎委員)

亀山地域包括支援センターの委託先が亀山市から亀山市社会福祉協議会になって、新たに事業が何かできるのか。

(事務局)

特別なことはないが、これまでの亀山市と同じように事業を行っていただきたいと考えている。

(林委員)

社会福祉協議会に障害者福祉センター業務等を委託した場合には、別枠で予算をつけてもらえるのか。

(事務局 広域連合)

地域包括支援センターに委託している4業務以外に新たな業務を委託したり、新たな組

織を再編したりした場合は、別枠で予算を立てることになる。今回お示ししているのは、介護に関する業務の予算ということである。

(渥美委員)

ケアマネジャーが立てるケアプランは1か月35～40件が目安であるが、やはりそれぐらいが限度であるのか。ケアプラン代を委託費でまかなっていくと赤字になっていく。それを介護予防支援事業所の努力で何とかせよと言われると困る。そうするとどうしても繰入金で補てんしていく話になってしまうこととなる。委託先が法人であれば繰入もできるであろうが、社会福祉協議会ではそういうわけにもいかない。広域連合では適切なケアプラン作成数はどれくらいと考えているのか。

(事務局 広域連合)

ケアプラン作成には、細かい規定があり一定水準を維持しなければならない。ケアマネジャーが立てる1か月あたりのケアプランは、機能的に考えていっておのずと35～40件ぐらいが限度になるのではないかと思われる。

(渥美委員)

地域包括支援センター自体の運営もかなり厳しくなっている。給与面では社会保険料込みで正規職員が600万円、その他の職員が500万円となっているが、これらの給与であらゆる課題に対処していかなければならないことになる。状況としては非常に厳しい状況になっていくということを確認しておいてほしい。

(事務局)

ご指摘の件については、常に検討課題としてとらえておく。平成30年度に向けては、人件費相当分の手当てを多少ではあるがさせていただいた。

(岩崎委員)

鈴鹿に在宅医療・介護連携支援センターが平成30年度に開設されるが、どのように地域包括支援センターと連携をとっていくのか。また、亀山はどのように連携しているのか。

(鈴鹿中部地域包括支援センター)

例えば、愛知県がんセンターに入院しているがん患者の方が、鈴鹿市に住みたいといった場合に、愛知県がんセンターと鈴鹿市内の病院とが連携するといった病病連携がうまくいくよう地域包括支援センターとしてかかわっていきたいと考えている。

(事務局 亀山市)

亀山市では、亀山市立医療センター内にコーディネーターがいて、そのうえでホームケアネットを動かし、様々な相談にのっている。また亀山地域包括支援センターに相談に来られた方の情報を亀山市立医療センターに提供し、情報共有を図っている。

(貴島会長)

生活支援コーディネーターとの連携について、また、80歳代の介護の問題と50歳代のひきこもりの問題をあらわした「80・50問題」についても地域包括支援センターの事業計画書の中に盛り込んだほうがよいのではないか。

(玉田委員)

高齢者の徘徊の問題もとりざたされているが、こちらも地域包括支援センターの事業計画書の中に盛り込んだほうがよいのではないか。

(谷川委員)

亀山地域包括支援センターの運営が亀山市から亀山市社会福祉協議会に平成30年4月から変わるが、市民に対して十分周知をしているのか。

(事務局 亀山市)

4月の広報かめやまで市の機構再編とあわせて記事を掲載し、周知を図る予定である。あまり大々的に広報をすると逆に混乱を招くので、適切に周知をしたいと考えている。

議題について委員に承認を確認

委員、承認。

(2) 地域密着型サービス通所介護（共生型）と居宅介護支援事業所の平成30年度以降の取り扱いについて

・「指定居宅サービス等の事業の人員、整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第4号）が施行され、平成30年4月1日より「共生型通所介護・共生型地域密着型通所介護」については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護・共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるようになる。

また、居宅介護支援事業所について、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）の施行により、介護保険法が一部改正され、保険者機能の強化の観点から、平成30年4月1日より指定居宅介護支援事業所の指定及び事業者に対する勧告、命令等の指導権限が三重県から保険者である本広域連合に移譲される。以上2点を事務局より説明

【資料2-1】

(貴島会長)

障害者福祉制度における生活介護、自立支援、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるということであるが、そのような事業所が出てきそうな動きはあるのか。

(事務局 広域連合)

今のところ、そのような動きは出てきていない。

(岩崎委員)

共生型通所介護の指定を受けた事業所を65歳以降も引き続き利用すると利用料は高くなるのか。

(事務局 広域連合)

障害福祉制度を65歳まで公費負担で使っていて、65歳以降介護保険を使うこととなると、介護サービス費用の1割か2割の自己負担分が増えることが想定される。ただ自己負担分を福祉部署が肩代わりするような制度も考えられているため、今のところはっきりしたことはわからない。

議題について委員に承認を確認

委員、承認。

3. (1) 要介護認定にかかる有効期間の変更について

・事務局より資料説明【資料3-1】

厚生労働省から、①認定審査会の簡素化を図る ②要介護認定に係る認定有効期間を延長できる旨の通知があった。①については先送り、②については、基準は24か月としつつも、状況に合わせて期間を延長又は短縮することが合議体長会議で決定された。

(貴島会長)

どんな方が有効期間36か月になるのか。

(事務局 広域連合)

例えば要介護5の寝たきりの方で状態が変わらない方などが該当してくると思われる。

(貴島会長)

要介護5の方は何人くらいいるのか。

(事務局 広域連合)

要介護5の方は954人ほどいらっしゃる。

(貴島会長)

有効期間が延長されることによる影響はどのようなことが考えられるか。

(事務局 広域連合)

先程の要介護5で状態が変わらない方の900件ほどの認定審査が減少するのではないかと考える。

議題について委員に承認を確認

委員, 承認。

(2) 地域密着型サービス事業所等の指定更新について

・事務局より資料説明【資料3-2-1～資料3-2-12】

(事務局 広域連合)

グループホーム小春日和の実施事業の介護予防認知症対応型共同生活介護の欄に○をつける。

議題について委員に承認を確認

委員, 承認。

(3) 地域密着型サービス事業所の休止届出について

・事務局より資料説明【資料3-3-1】

議題について委員に承認を確認

委員, 承認。

(4) 平成28年度「認知症対応型共同生活介護」に選定された事業者の進捗状況について

て（非公開）

（５）介護予防支援事業所の新規指定について（非公開）

４．その他

（事務局）

現運営委員会委員の任期は平成３０年３月３１日で、この顔ぶれでの運営委員会は最終回となる。長きにわたり、介護保険事業の適正な運営に関しての運営委員会でのご審議に対してお礼申し上げます。

以 上